

告 示

埼玉県告示第千三百七十四号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量、三級水準測量）

三 作業地域

久喜市北部、加須市北部、羽生市北部、行田市北部、熊谷市北部、深谷市北部、本庄市北部、児玉郡上里町北部

四 作業期間

令和五年十一月六日から令和六年三月十一日まで